

静岡県イベント開催における感染防止方針

1 イベント開催に係る考え方

- イベントの開催に当たっては、主催者が徹底した感染防止対策を講じ、参加者のみならず、スタッフの安全を確保した上で、実施するものとする。
- イベント主催者は、開催するイベントの形態（屋内・屋外、全国的なもの・地域的なもの等）や、種別（コンサート、展示会、スポーツ大会、お祭り等）に応じて、必要となる感染防止対策を講じることが重要である。
- なお、感染防止対策については、以下のものを参考とし、実情に合った効果的な対策を講じることが必要である。
 - ・別添チェックリスト
 - ・業種ごとに策定された「業種別ガイドライン」
 - ・ふじのくにシステム

2 感染拡大防止対策

- イベントを開催・実施することとした主催者（イベント主催者）は、会場となる施設の管理者等の協力の下、施設の規模やイベントの開催形態等を十分に踏まえて、新型コロナウイルス感染症の感染防止のための最大限の対策を講じることが必要である。
- このため、イベント主催者が、その開催・運営に当たり留意すべき基本的事項を別添のチェックリストのとおりとする。
- イベント主催者に対して、以下のとおり求めるものである。
 - ・イベントの主催者は、チェックリストの内容を踏まえつつ、各イベントの特性を勘案し、感染防止のため自らが実施すべき事項や参加者に遵守を求めべき事項をあらかじめ整理すること。
 - ・また、各事項の整理に当たっては、「業種別ガイドライン」等を参考に、イベントごとの感染防止対策に万全を期すこと。
 - ・なお、イベント主催者は、各事項が遵守されているか定期的に会場を巡回・確認するほか、イベント参加者が、感染防止対策が実施されているか確認することができるように、チェックリストを会場に掲示するとともに、ホームページで公表することによって、イベント主催者だけでなく、参加者を含む関係者全員が感染防止のために取り組むこととする。

3 その他

- イベント開催に当たっての上限人数や収容率の目安、イベントの形態や種別については、イベント主催者が、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長の事務連絡に基づき、個別イベントの態様に応じて判断すること。

なお、当該事務連絡は適宜更新されるため、主催者において、国や県のHPにより最新のものを確認すること。